

【記載例 1】

《措法41の5の2適用初年度》

給与所得のみの方が特定居住用財産を譲渡し、その譲渡により生じた損失額を翌年以後に繰り越す場合（措法41の5の2を適用する場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 30,000,000円
 - ・ 「所得金額」 △28,000,000円
 （必要経費の内訳）
 - ・ 取得価額 60,000,000円（土地：30,000,000円、建物：30,000,000円）
 - ・ 償却費相当額 3,240,000円
 - ・ 譲渡費用 1,240,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 3 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額」 50,000,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

【令和 6 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 （又は 居所 事業所等）	○市△△町××	フリガナ 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎	電話 番 号	（〇〇〇） ×××-△△△△
	1-2-3				

この明細書の記載に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番		×市〇〇町△△ 3-2-1	同 左
資産の利用状況	面 積	自己の居住用 145 m ²	自己の居住用 198 m ²
居 住 期 間		H28 年 5 月 ~ R6 年 5 月	
譲 渡 先	住所又は所在地	○市××町△△ 3-9-5	同 左
氏 名 又 は 名 称		(株)△△不動産販売	同 左
譲 渡 契 約 締 結 日		R6 年 3 月 8 日	R6 年 3 月 8 日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	（借入先 〇〇銀行 50,000,000 円 R6 年 5 月 10 日	R6 年 5 月 10 日
譲 渡 し た 年 月 日		H28 年 5 月 16 日	H28 年 5 月 16 日
譲 渡 価 額	② 30,000,000 円	30,000,000 円	円
取 得 価 額	③ 60,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円
償 却 費 相 当 額	④ 3,240,000 円	3,240,000 円	円
費 差 引 (③ - ④)	⑤ 56,760,000 円	26,760,000 円	30,000,000 円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥ 1,240,000 円	1,240,000 円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦ △28,000,000 円	△28,000,000 円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関 与 税 理 士 名

(電話)

税 務 署	資産課税部門	個人課税部門
整 理 欄	純損失 (有・無)	

【租税特別措置法第41条の5の2用】
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

《第三表》

令和 06 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)										F A 2 4 0 1
住所 〇市△△町×1-2-3 フリ氏 コクゼイ タロウ ガナ 国税 太郎 整理番号 一連番号										第三表 (令和六年分以降用)
特 例 適 用 条 文										
法		条		項		号				
所法	〇	費法	41	条の	5の	2	1	項	号	
所法	捕法	費法		条の				項	号	
所法	捕法	費法		条の				項	号	

(単位は円)

収入 金 税 額	短期譲渡	一般分	①								
	長期譲渡	一般分	②								
	長期譲渡	特定分	③								
	長期譲渡	軽課分	④								
	一般株式等の譲渡	⑤									
	上場株式等の譲渡	⑥									
	上場株式等の配当等	⑦									
	先物取引	⑧									
	山林	⑨									
	退職	⑩									

所得 金 税 額	短期譲渡	一般分	⑪								
	長期譲渡	一般分	⑫								
	長期譲渡	特定分	⑬								
	長期譲渡	軽課分	⑭								
	一般株式等の譲渡	⑮									
	上場株式等の譲渡	⑯									
	上場株式等の配当等	⑰									
	先物取引	⑱									
	山林	⑲									
	退職	⑳									

税金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	⑫									
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の29)	⑬									
	⑫⑬ 対応分	⑭									
	⑭⑮ 対応分	⑯									
	⑯⑰⑱ 対応分	⑰									
	⑰⑱ 対応分	⑱									
	⑱ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑳									

税金 の 計 算	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									
	⑲ 対応分	⑲									

⑪から⑲までの合計
(申告書第一表の29に転記)

その他	本年分の⑲、⑳から差し引く繰越損失額	⑲									
	翌年以後に繰り越される損失の金額	⑳									
	本年分の㉑から差し引く繰越損失額	㉑									
	翌年以後に繰り越される損失の金額	㉒									
	本年分の㉓から差し引く繰越損失額	㉓									
	翌年以後に繰り越される損失の金額	㉔									
	先物取引	㉕									
	配当等	㉖									
	株主等	㉗									
	その他	㉘									

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期	×市〇〇町	円	円	円
一般	△△3-2-1	58,000,000	△28,000,000	
差引金額の合計額		⑲	△28,000,000	
特別控除額の合計額		⑳		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	㉑									
------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第三表の「税金の計算・総合課税の合計額」⑫欄は、第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額(給与所得の金額(6,100,000円))から「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」④欄の金額(20,000,000円)を差し引いた⑤欄の金額(△13,900,000円)を記載します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書（令和 6 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 居所 事業所等)	○市△△町××	フリガナ	コクゼイ タロウ
	1 - 2 - 3	氏 名	国税 太郎

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)		①	28,000,000 ^円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	28,000,000
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)		③	20,000,000
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)		④	20,000,000
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑦・⑧の金額の合計額又は申告書第四表⑫②の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		⑤	13,900,000
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑧	13,900,000
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		⑨	13,900,000

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の②、②の金額の合計額とします。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。